

DVDライブラリ設置運営要領

1 目的

人命尊重の理念に基づき、交通事故のない社会の実現を目指し、利用者サービスの向上の一環として、「交通安全DVDライブラリ」（以下、「ライブラリ」という。）を三重県交通安全研修センターに設置する。

2 事業

ライブラリに関する事業は、次に掲げるとおりとする。

DVDの貸出し

3 利用対象者

ライブラリの利用対象者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。

貸出しに関しては、事業者、学校等各種団体とする。

4 貸出し等

- (1) 貸出しは、無料とする。
- (2) 貸出しを希望する利用者は、交通安全DVDライブラリ利用申請書を提出しなければならない。

5 貸出場所

- (1) 貸出し及び返却の受付は、センター受付窓口において行う。
- (2) 配送を希望される際には、利用者が送料を負担するものとする。

6 貸出日時

貸出し及び返却の受付は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く月曜日から金曜日午前9時30分から午後4時30分までとする。

7 貸出枚数及び期間

貸出しは利用者1団体2枚以内とし、貸出期間は2週間以内とする。

8 遵守事項等

利用者は、DVDを返却するまでの期間において、注意をもって管理するほか、DVDの使用に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用目的以外には使用しないこと。
- (2) 他に譲渡し、又は複製・転貸をしないこと。
- (3) 営利目的に使用しないこと。

9 損傷又は紛失

利用者は、貸出しを受けたDVDを損傷、または紛失したときには、速やかに三重県交通安全研修センターへ報告すること。

なお、損害賠償等について協議する。

附 則

この運営要領は、令和3年 4月 1日から施行する。

この運営要領は、令和3年 8月20日から施行する。